



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*238 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約	(文化国際課).....	1
239 救急病院の認定	(医務課).....	2
240 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
241 保安林の指定	(森林整備課).....	3
242 保安林の指定施業要件の変更	(").....	3
243 道路の区域変更	(道路保全課).....	3
244 道路の供用開始	(").....	4
245 道路の区域変更	(").....	4
246 道路の供用開始	(").....	4

○ 選挙管理委員会告示

*20 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	 5
--	--	---------

○ 公告

争議行為を行う旨の通知	(労働政策課).....	5
-------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第238号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の管理及び執行を次の規約により岩出市に委託した。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する旧和歌山県議会議事堂(以下「旧議事堂」という。)の管理に関する事務の管理及び執行を岩出市に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旧議事堂の利用に関すること。
- (2) 旧議事堂の維持管理に関すること。
- (3) その他旧議事堂の管理に必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、岩出市の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、岩出市の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料その他の収入は、岩出市の収入とする。

（条例等の制定の場合の措置）

第5条 岩出市は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

（補則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と岩出市が協議して定める。

附 則

この規約は、旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例（平成27年和歌山県条例14号）の施行の日から施行する。

和歌山県告示第239号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 海南医療センター
- 2 所在地 海南市日方1522番地1
- 3 有効期限 平成31年3月1日

和歌山県告示第240号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジュンテンドー新古屋店
和歌山県和歌山市古屋字保ジ本203番2
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第1242号
- 3 意見の概要
 - (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
 - (2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合又は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出を行ってください。
 - (3) 来店客ピーク時の道路混雑状況をみながら、場合によっては交通整理員等を配置し混雑緩和に努めてください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成28年3月15日から同年4月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第241号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市上秋津字川中口1416の80から1416の82まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第242号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル	
日高郡日高町大字阿尾字小谷1481番4地先から同町大字阿尾字釜ケ内1382番地先まで	旧	4.08 } 21.22	160.00	
同上	新	5.62 } 33.51	160.00	

和歌山県告示第244号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字阿尾字小谷1481番4地先から同町大字阿尾字釜ケ内1382番地先まで

供用開始の期日 平成28年3月15日

和歌山県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字宮ノ前2323番1地先から同町周参見字宮ノ前2323番2地先まで	旧	5.21 } 5.70	60.00	
同上	新	9.01 } 9.49	60.00	

和歌山県告示第246号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字宮ノ前2323番1地先から同町周参見字宮ノ前2323番2地先まで

供用開始の期日 平成28年3月15日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第1項の表中

財団法人 新宮病院	新宮市仲之町二丁目1番地の15	を
一般財団法人 新宮病院	新宮市仲之町二丁目1番地の15	に改める。

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長長谷英史から平成28年3月4日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成28年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成28年3月17日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、生協中之島、生協芦原診療所、生協こども診療所、和歌山生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーションレインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション生協みなみ、ヘルパーステーション協同、海南・海草総合介護支援センターげんき、特別養護老人ホームわかば、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、和歌山県赤十字血液センター田辺出張所、済生会有田病院、ライフケア有田及び潮岬病院の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。